

○農林水産省令第八十一号
植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）
第六条第三項の規定に基づき、植物防疫法施行規
則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十六年十月二十日

農林水産大臣 鳥村 宜伸
植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。
第六条第二項中「帯広空港」を「釧路空港、帯
広空港、旭川空港」に改める。

附 則
この省令は、平成十六年十一月一日から施行す
る。